

6. 提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

6. 提案書意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「（仮称）吹田円山町開発事業環境影響評価提案書」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年11月23日に「提案書意見交換会」を開催した。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。なお、意見交換会の場において述べることができなかつた内容についても整理するとともに、調査及び予測・評価の結果等を踏まえ、平成28年9月の「（仮称）吹田円山町開発事業環境影響評価書案」の提出時点で記載している。

表 6-1(1) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
大気汚染、騒音	樹木があることによって、名神からの騒音や粉じんなどが遮られていたかと思う。江坂町側には道路公団の防音壁があるが、円山町側にはない。騒音や大気汚染の対策についてはどう考えているのか。今後検討されるのか。	名神からの騒音等の影響緩和ということもあり、北側に公園を配置する計画にしています。 なお、土地利用の変化による名神高速道路からの騒音影響の変化について予測を行いました。その結果、名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響について変化はないと予測しました。
騒音	工事は月曜日から金曜日まで、9時から5時までになるのか。できるだけ、休日に工事をしないなど常識の範囲内でやってもらいたい。	工事業者が未定であるため、工事計画等もまだ決まっていません。作業日、時間についてのご意見は、工事業者に伝えていきたいと思えます。
騒音、その他 (事業計画)	事業計画地と隣接した住宅への影響はどうなるのか。騒音など直接影響があると思う。また、北東部が一番高い場所であるが、掘削した後の処理はどのように考えているのか。阪神大震災時に亀裂が入った経緯がある。隣接部についてどのように考えられているのか教えてほしい。	切土、掘削等については、掘削による影響のおそれのある場合、どうしても掘削する必要が生じる場合には、どういう対策が可能かについて、十分に検討させていただきます。隣接部については、基本的には現況高さに合わせるようにしたいと考えています。
動植物、生態系	垂水神社に貴重なサワガニが生息しているが、サワガニの位置付けは。サワガニは見えていないのか。サワガニは無視されているということか。	周辺地域として、垂水神社境内についても立ち入り可能となった昨年の夏季に、任意観察法により動物の調査を行いました。サワガニは確認されませんでした。

表 6-1(2) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
緑化	<p>現在ある樹木については、伐採するのか。野鳥が飛んで来たりしてよい環境である。ある程度残してもらえないか。</p>	<p>基本的には、伐採、抜根を考えています。環境、緑ということに関して、中央部と北側に公園を設け、それを繋ぐような形で歩車共存道路、これは今後の協議にもよりますが、できるだけ緑豊かなものを作っていきたいと考えています。なお、本事業における緑化計画を評価書案に示しました。</p>
	<p>植栽については、移植するとあるが、どの程度移植されるのか。</p>	<p>植栽予定樹種の選定にあたっては「良好な周辺樹林と調和する緑の形成」を目標として、事業計画地及び周辺樹林における現地確認種の中から、緑化木として流通している樹種を抽出します。また、「長い年月を経て育まれてきた緑の継承」を目標として、事業計画地内の正門付近のフェニックスの樹を移植し、まちのシンボルとします。</p>
コミュニティ	<p>この事業計画地の小学校校区、中学校校区はどこになるのか。</p>	<p>千里第三小学校、第一中学校になると聞いています。</p>
	<p>現状の千里第三小学校の生徒数、学校の状況を把握しているのか。</p>	<p>義務教育施設の状況について、現況調査を行い、本事業の実施による児童数・生徒数の増加による影響について予測を行いました。その結果、供用後においてクラス数が平成28年度の保有普通教室数を上回ると予測されますが、教室の不足に係る住宅への入居状況について、吹田市と迅速に協議し、吹田市教育委員会による適正な対応に協力することで、影響を緩和する計画としていることから、小学校施設及び中学校施設の収容能力に著しい影響を与える可能性は低いと予測しました。</p>
交通混雑、交通安全	<p>隣接道路については、交通量も踏まえ、市や関係機関と協議するとあるが、300戸も住宅が増えると、新御堂筋に抜けるルートもかなり混雑することが見込まれるが、吹田市と協議して、新御堂筋に抜けられる道を作ったり、もう少し通りやすい道にするなど、具体的に進めてもらえるのか。</p>	<p>ここに示した南に下って府道を通り、新御堂筋を北側に向かうルートについては、あくまでも主要な走行ルートとして想定しており、それに基づき、将来的にどういった影響があるのかということについて、予測を行った結果、地域の交通に著しい影響を及ぼすことはないかと予測しました。</p>

表 6-1(3) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
交通混雑、交通安全	<p>円山町の北部（事業計画地の北東側）から事業計画地に抜ける道を作ってもらいたい。小学校が千里第三小学校に通うのであれば、通学路としても、こちらに抜ける道があった方が、通学しやすいと思う。</p>	<p>円山町側に接道する計画になっていないのは、道路と事業計画地が接していない、つまり、第三者の土地が間にあるため接道できない状況にあるためです。</p> <p>通学路の動線については、垂水西橋に抜けるルート、現状では階段になっていますが、そこをフラットな状態で整備し、歩行者の動線を確保する計画です。</p>
	<p>江坂町に抜ける道をフラットにすることだが、車も通れるのか。江坂町側も朝などはかなり交通量があり、道路が通るとなると、こちらにも問題があるということは認識しておいてほしい。歩行者のみとしても、子供が通学で使うということであれば、やはり朝はかなり危ないと思う。見通しも悪く、渡った後のことも考えておいてほしい。</p>	<p>江坂町に抜ける道は、歩行者専用で考えています。</p> <p>通学路としての利用については、ご意見を踏まえ、関係機関と協議し、安全な計画にしていきたいと思えます。</p>
	<p>工事用車両の走行ルートとなっている道路（市道円山垂水 1 号線）は、現在でも幅も狭く、非常に危険である。この道路にすべての工事用車両が走行するということがあるが、事故は起きないのか。新御堂筋から左折する際には、よく事故が起きている。大型トラックの数が増えれば、渋滞して、動かなくなるのではないか。それでも、そのルートしか通さないということであれば、下（南側）の住民にとってはありがたいが、そんなことで工事ができるのか。</p>	<p>お示ししている工事用車両の走行ルートは、周辺住民の方に、より影響の少ないルートとして設定しています。なお、工事中の工事用車両による周辺地域の交通への影響について予測を行いました。その結果、各交差点については、交通処理上問題はなく、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないと予測しました。</p>
	<p>新御堂筋を南側から入るルートは、祝橋で右折するルートしかないが、ここは現状でもかなり停滞している。工事用車両もここで U ターンする走行ルートが示されているが、調査地点になっていない。交通量等の調査をお願いしたい。</p>	<p>「祝橋交差点」、「垂水町西交差点」及び「江坂駅前交差点」を交通量調査地点に追加し、調査及び予測を行いました。その結果、各交差点については、交通処理上問題はなく、周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないと予測しました。</p>
	<p>近畿財務局の跡地に今、80 軒の開発が行われている。小学校の人員ももっと増えてくる。そのあたりの人口増も考えて、動線を考えてもらわないといけないと思う。</p>	<p>校区である千里第三小学校への通学路については、事業計画地からフラットで整備したいと考えています。また、本事業の実施に伴う児童数の増加による影響について、近接事業も含めた複合影響についても予測を行いました。その結果、複合的な影響は小さいと予測しました。今後も関係機関と十分協議していきたいと思えます。</p>

表 6-1(4) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
交通混雑、 交通安全	<p>事業計画地の南東からの交通ルートが示されているが、今、交通量は非常に少ない。それが一気に増加することになるが、事故対策としてミラーをつけるなどの対策はしてもらえるのか。</p>	<p>事業計画地周辺の交通量及び交通安全施設について、調査及び予測を行いました。その結果、事業計画地周辺の交通に著しい影響を及ぼすことはないかと予測しました。</p>
	<p>入居者の最寄駅はどこを対象に開発されているのか。近畿財務局跡地の住民が増えるのと、こちらの住民とで、かなり人の流れが増えることが予想される。くれぐれも交通事情について、開発された後でも調査を続けて、事故のないようにお願いしたい。</p>	<p>事業計画地の中でも、住む場所によっても変わってくると思いますが、関大前駅、江坂駅を考えています。</p>
その他 (事業計画)	<p>事業計画地は高低差がかなりあるが、全体として、高低差をどのようにするのか。高さの変更については、どのような計画なのか。</p>	<p>工事計画については未定の部分もありますが、基本的には高いところを掘削し、低いところを埋め立てます。発生土については場外に持ち出すことがないように考えています。</p>
	<p>雨水排水については、円山町側に流すのか。それとも、一部垂水町側にも流すのか。垂水町側は、現状でも、大雨が降るとすぐに道路にあふれるなどよくない状況であるが、どう考えられているのか。</p>	<p>事業計画地は豊津の公共下水道の処理区域内に入っており、排水は豊津公共下水道処理区へ流します。一時の豪雨による排水を短期間で下水道に流入させることなく、雨水抑制施設を設ける基準が吹田市で定められていますので、関係機関と十分協議し、雨水排水対策を計画していきたいと考えています。</p>
	<p>土地利用計図で、事業計画地の南西部、道路用地として塗られている広い部分があるが、これは何か。すぐ下に家があるので、十分考えて頂きたい。</p>	<p>現時点では、車道に接する法面と擁壁（道路敷）として考えておりますが、高さが8m程ありますので、関係部局からは、日常的な維持管理の問題（道路から隣接する住宅に落ち葉や土、雨水が流れ込む恐れ）を指摘されております。 このまま道路敷として計画を進めるのか、もしくは宅地にして購入者による維持管理を行うのか、関係部局と協議をしながら隣接する住宅への影響を考慮して、事業者として計画を決定します。</p>
	<p>住宅戸数 300 戸とあるが、下回ることもあるのか。</p>	<p>住宅の予定数、戸数ですが、今想定している戸数であり、300 戸と限定したものではありません。</p>

表 6-1(5) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
その他	<p>環境要素のマトリックス表の「○」、「×」のない空欄の項目は、考慮しない、検討されていないということか。想定されていないのであれば、斜線を入れるなど、もともと評価の対象でないということを示した方がよいのではないか。</p>	<p>「○」や「×」の入っている項目は、市の技術指針の中で「住宅団地の建設」の標準的な項目として挙げられている項目です。この標準項目を本事業に照らして、やる項目は「○」、除外する項目は「×」としています。このため、空欄の項目については、もともと想定されていない項目ということになりますので、欄外に注釈を加えました。</p>
その他 (防災)	<p>一時避難地となっているが、住民はどこに避難すればよいのか。それだけの人数の避難場所として活用できる場所があるのか。市はどう考えているのか。</p> <p>公園に一時避難地としての機能を持たせるというが、300戸もあれば居住者だけであふれてしまう。周辺住民はどこへ避難すればよいのか。</p> <p>日生球場は災害時における避難地域に指定されている。市の方が引き続き避難地域にするといっているが、300戸、1000人以上が住んでいるところに、近隣の住民が避難することはできない。通常は大学や神社、こういう球場に避難するのであって、1000人以上が住むところに、いくら公園をつくるといっても、現実に避難できるのか。</p> <p>一部を公用地として買い上げることはしないのか。これだけ広大な面積があり、300戸もあり、学校もいっぱいになる、交通もかなりひどくなる、避難地も指定しているというが、1000人以上住んでいるところに、周辺住民が避難することができるのか。指定区域を解除しないとイケないのではないか。災害が起こった時には、近隣住民とここに住む方と、必ずトラブルになると思う。吹田市としてどう考えているのか。</p>	<p>事業計画地は一時避難地として指定されている場所であり、その機能は、事業計画地の中に設ける公園において継承したいと考えています。具体的な内容については、今後、吹田市との協議の中で決めていきたいと考えています。</p> <p>これまで一時避難地の指定を受けていた経緯を踏まえて、現在お示ししている土地利用計画の中で、住民の一時的な自主避難を支援し、地域の防災拠点としての機能を維持・向上させる計画としています。また、これまで、日本生命のグラウンドが一時避難地の指定を受けていたことを考慮し、本事業の実施に伴う供用後の人口増加による地域社会の災害時における安全確保への配慮について予測を行いました。その結果、地域社会の災害時における安全確保に著しい影響を及ぼすことはないかと予測しました。</p> <p>一時避難地としての位置づけを公園にどう持たせていくかということについては、今、我々が回答させていただけるレベルとしては、いただいたご意見を含め、どうしていくかということ、これから市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。</p>

表 6-1(6) 提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
その他 (防災)	住宅地の公園を避難地にするということか。300戸の自治会ができれば、居住者以外は使用できないということになると思うが。	一時避難地としていただいているご意見は、真摯に受け止めさせていただきます。今後、一時避難地としての機能をどのように持たせていくかということについて、頂いたご意見も踏まえ、市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。
その他 (手続き)	<p>具体的なスケジュールを教えてほしい。概ねどのくらいで評価ができ、一般的にこのくらいから工事に入るといった想定はあるのではないかと。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでか。</p> <p>リーフレットでは、今日が「③意見交換会」で、告示から30日以内で「④意見書」に移るが、その間に何かあれば市の環境政策室の方に届け出ればよいということになるのか。それらを受けて、「⑨意見交換会」で検討結果が聞け、そこから改善の話し合いというのが、できるということではないのか。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでなのかわからない。</p>	<p>具体的な日付というのはまだ決まっていません。環境アセスの流れでいうと、評価書の手続きが終わってからの着工となります。</p> <p>事業者の想定としては、現在利用されているグラウンドや野球場は、平成29年の春ごろまでの利用予定だと聞いています。その後、無人となるので、そのころには着工したいと考えています。</p> <p>「③意見交換会」は、調査の計画等を示した提案書の意見交換会、「⑨意見交換会」は、計画に基づいてアセスをした結果の報告書となる評価書(案)の意見交換会ということになります。</p>

また、参考として、提案書意見交換会において行政に対して述べられた質問等の概要及びこれに対する行政の回答は、表6-2に示すとおりである。

表6-2(1) 行政に対しての質問等の概要及びこれに対する行政の回答

項目	質問等の概要	行政の回答
<p>その他 (防災)</p>	<p>一時避難地となっているが、住民はどこに避難すればよいのか。それだけの人数の避難場所として活用できる場所があるのか。市はどう考えているのか。</p> <p>公園に一時避難地としての機能を持たせるといって、300戸もあれば居住者だけであふれてしまう。周辺住民はどこへ避難すればよいのか。</p> <p>日生球場は災害時における避難地域に指定されている。市の方が引き続き避難地域にするといっているが、300戸、1000人以上が住んでいるところに、近隣の住民が避難することはできない。通常は大学や神社、こういう球場に避難するのであって、1000人以上が住むところに、いくら公園をつくるといっても、現実に避難できるのか。</p> <p>一部を公用地として買い上げることはしないのか。これだけ広大な面積があり、300戸もあり、学校もいっぱいになる、交通もかなりひどくなる、避難地も指定しているというが、1000人以上住んでいるところに、周辺住民が避難することができるのか。指定区域を解除しないといけないのではないか。災害が起こった時には、近隣住民とここに住む方と、必ずトラブルになると思う。吹田市としてどう考えているのか。</p>	<p>「一時避難地」とは、余震などの二次災害に備えて、自主的に避難し一定時間を過ごすところです。</p> <p>学校のグラウンドなど市内78箇所を指定していますので、安全に早く行ける場所に避難してください。</p> <p>日本生命千里山総合グラウンドは平成9年度に吹田市の依頼に承諾する形で「一時避難地」として改めて指定したものです。</p> <p>「一時避難地」は、自主的に安全に早く行ける場所という特性から、地域指定等はありません。</p> <p>災害発生時に避難生活を送る小学校施設等の「避難所」については今後検討を行います。</p> <p>開発事業者の基本方針に、「一時避難地としての機能を継承・強化する」とありますので、方針達成に向け、開発事業者と継続し協議を進めます。</p>
<p>その他 (手続き)</p>	<p>具体的なスケジュールを教えてください。概ねどのくらいで評価ができ、一般的にこのくらいから工事に入るといった想定はあるのではないかと。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでか。</p>	<p>提案書を10月29日に受付しています。条例の規則の中で、告示から6ヶ月を目安に提案書の手続きを終えるよう努めることとしています。もちろん、事業者の環境取組が十分なものであった場合で、前後することもあります。提案書手続については6ヶ月、同様に、評価書(案)、評価書の手続きが8ヶ月という定めをしています。</p> <p>また、先ほど評価書が出たら着工という発言があったと思いますが、実際には事後調査の計画書をいただいてからの着工ということになります。</p>

表6-2(2) 行政に対しての質問等の概要及びこれに対する行政の回答

項目	質問等の概要	行政の回答
<p>その他 (手続き)</p>	<p>リーフレットでは、今日が「③意見交換会」で、告示から30日以内で「④意見書」に移るが、その間に何かあれば市の環境政策室の方に届け出れば良いということになるのか。それらを受けて、「⑨意見交換会」で検討結果が聞け、そこから改善の話し合いというのが、できるということではないのか。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでなのかわからない。</p>	<p>告示を11月9日にしています。そこから数えて45日間、12月24日までに「④意見書」を市の方に提出していただきたいと思います。「⑤質問書」については、「⑩意見書」の提出期限まで、随時、受け付けています。</p> <p>本条例については、事前に工事等による影響を予測して評価していくという手続として2段階あり、先ず提案書の段階でご意見があれば、ご意見を一度いただく。これを受けて、事業者の方で検討し、評価書(案)が出てきますので、その後、意見の提出の機会がもう一度あるということです。制度的にはそうなっていますが、実際の工事实施のことについては、制度にとらわれず、相互に協議していただき、事業者と地元住民との間で良好な関係を築いてもらいたいと思っています。</p>
	<p>市のリーフレットの「よくある質問と回答」に、「この制度は、事業をやめさせることができるか」という質問があるが、回答になっていない。できるのか、できないのか。「事業を止めるための手続きではない」ということであれば、リーフレットにもそのように書くべきである。</p>	<p>できる、できないということでは、開発条例等の手続きに則って実施される事業について、本条例で事業を止めることはできません。このリーフレットの回答は、本条例が環境取組を効果的に実施するための手続きであるということに記載することで、間接的に事業を止めるための手続きではないということに記載させていただいているものです。リーフレットの表現については、今後検討したいと思います。</p>